

# 元気に死ねる社会を作る提言<sup>1</sup>

---

京都産業大学 福井唯嗣研究会 社会保障政策 A

笠井高人 日下部亮 酒井和明  
末澤智彦 高橋彰宏 山田直大

2007年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、福井唯嗣准教授（京都産業大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

現在、わが国では世界にも例を見ない程、高齢化が進行している。高齢者人口の比率は2000年で17.4%に到達しており、2050年には39%に達すると言われている。1935（昭和10）年の我が国の高齢化率は4.7%と低い水準であった。しかし、1950～1975年は出生率低下によって、それ以降は、医療、福祉などの社会保障制度の充実に伴う死亡率の改善により高齢化率が上昇した。先進諸国の高齢化率を比較してみると、日本は1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位であったが、2006年（平成18年）には20.8%となり、世界に類を見ない水準に到達している。それに伴い生活に何らかの支援が必要となる要介護者数も2000年から2004年にかけては256.2万人から432.3万人と約1.5倍となり、増加の一途をたどっている。

そのような急速に進む高齢化に伴い、多様な高齢者の介護ニーズを社会全体で支える体制の整備を目的として、介護保険制度が2000年4月から導入された。しかし、サービスの質の確保や給付と負担のあり方、制度運営の見直しを目的とした制度改正がなされ、改正法は2006年4月（一部は2005年10月）から施行されている。このように、わが国の介護保険制度は拡大してきた。だが、その一方で2007年度の一般会計予算の歳出内訳によると社会保障費が全体の4分の1を占めている状態であり、また2004年度の社会保障給付費の内訳では現在の社会保障給付費の70%以上が高齢者関係で使用されて財政を逼迫する一因となるまで高齢者関係の社会保障費は増加している。

しかし、このように高齢者関係の社会保障制度の拡充がなされているのに、世間から満足の声があがらないのは何故だろうか。我々はその原因を、高齢者の生きがいの喪失にあるのではないかと考えた。その理由は、現代の高齢者において寝たきり老人は人生の終着駅として老人病院に入ったり、手間や経済的要因から社会的入院とされたり、と生きがいを見つけることが困難な状況を強いられていることが多いからである。また健康な人でも、定年退職後に社会的役割を失い、家庭内でも自分の役割や居場所を見つけにくい状況になっているのではないかと考えられる。さらに近年は、核家族化、産業構造の変化、労働の多様化により年々同居しにくい社会になってきているのではないかというのが我々の考える問題意識である。そのような現状をみて、我々は元気に死ねる社会を作る提言をしてみたい。

先ず一つ目は、社会保障のスリム化である。一定の年齢以上に達すると社会保障を手薄くすることで、逆に生活の充実をはかる。具体的には、公的年金制度定額化である。現在年金をもらって生活している高齢者は多額の貯蓄を残してこの世を去るケースがおおい。ならば、いっそのこと給付を減らしてみてもどうか。

第一案としては二階部分の給付を完全にカットし、それを財源として2つ目の提言につなげる。第二案は二階部分の給付を定額5万円にし、所得比例との差額分を2つ目の提言の財源とするものである。

また、1980年には69%であった同居率は、2004年になると45.5%と大幅に減少している。それにより、同居生活の中で高齢者が家事、育児、仕事の手伝い、家族のまとめ役など自分の仕事を持つことにより得ていた生きがいを得ることができなくなっている。このように低下していく高齢者と子供の同居率を上げるべく、三世代家族の推奨という提言を2つ目に掲げる。

この提言の大きなメリットはまず、生産世代の確保である。三世代で生活することにより、子育てをはじめとする家庭での仕事を高齢者に頼ることで、女性の社会進出が促進される。そのことは、医療保険や年金をはじめとする社会保障費の財源確保として期待でき、財政の安定化をはかれると見込まれる。

二点目は、高齢者のニーズに応えることで高齢者に生きがいを与えることである。18 年度版高齢化白書によると「いつも一緒に生活できるのがよい」などという回答が上位にあるということからも高齢者のニーズがうかがえる。以前のような老人ホームでの生活ではなく、高齢者を地域に返し、地域のコミュニティでの役割をあたえて、元気に死ねる社会をつくる。

逆にデメリットとしては、高齢者と共に生活することで経済的、精神的、肉体的な負担が大きくなることが考えられる。それらのことに関しては、ホームヘルパーの活用と三世代家族への給付を考えた。まず、ホームヘルパーの新たな活用法であるが、介護のプロであるホームヘルパーが一般人に行える程度の介護のノウハウを教えるというものである。家族で出来る介護を増やし、介護の仕方がわからないというような不安を取り除く。

次に、三世代家族への給付では、上述の年金定額化でういたお金を高齢者と共に暮らす大家族に給付する。経済的負担を緩和し、三世代家族での生活を推進させる。将来の同居率が1980年及び1975年の水準に戻ると両方の予想をする。第一案では2105年までで最も財源不足となる年においても、月額5万円給付までは同居率のパターンに関わりなく赤字財政とならずに運営可能である。第二案でも同様の同居率の予想のもと計算すると、こちらもパターンに関わりなく月額2万円が給付可能となる。

また、給付を高齢者の子にするのではなく孫世代にすることで、老老介護の問題を避け、一世代の高齢者にたいして二世帯で介護をおこない、精神的、肉体的な負担を大きく低下させられる。

このようにして、高齢者が家族との生活を送れるようになることで、肉体的、精神的な不安が軽減され、最期まで生きがいを持って華やかな生活ができたならば、健康寿命が延びるのではないであろうか。また、国にとっても年金の定額化を導入することによって、年金制度の安定化がはかれる。

元気に死ねる社会という我々の理想はただ単に1分1秒でも長生きできるというものではなく、どう生きるかを考え華やかな生活を楽しむ社会である。本稿で示した提言が実現することにより元気に死ねる社会という理想に一步近づくと我々は考えている。

## 目次

### はじめに

## 第1章 高齢化の現状

- 第1節 高齢化の概要
- 第2節 現在の社会保障費内訳

## 第2章 介護保険制度から見た社会保障の充実

- 第1節 介護保険制度の概要
- 第2節 介護保険制度改正の概要

## 第3章 介護における問題

- 第1節 介護における負担
- 第2節 生きがいの喪失

## 第4章 財政状況

- 第1節 社会保障費の増大
- 第2節 高齢者の年金保険財政状況
- 第3節 構造的な問題

## 第5章 社会保障のスリム化

- 第1節 スリム化の根拠
- 第2節 政策提言
- 第3節 財源の確保
- 第4節 三世代家族での生活の推奨

## 第6章 まとめ

- 第1節 高齢者の変化
- 第2節 むすびに

## 参考文献・データ出典

# はじめに

---

2000年 17.4% 2050年 39%

これは、わが国における現在の高齢者人口の比率と、未来において予想される高齢者人口の比率である。以外に高いと思われた方も多いのではないか。現在、わが国では世界に例を見ない程、高齢化が進行しているのは周知の事実である。それに伴い介護サービスを必要とする要介護者数も増加の一途をたどっており、このままでは近い将来、財政や労働をはじめ日本の社会全体に悪影響を及ぼすという予想は容易である。

本稿は、そのような現在問題となっている高齢者の介護問題について考えたものである。介護保険制度の制度的欠陥や、負担となる財政面での問題をふまえ、どうすれば「高齢者が元気に生き、そして元気に死ぬることができるか」ということを念頭において、調査・研究したものである。現行の介護支援では高齢者の生活において身体的な面からのサポートだけで帰結していたが、我々はそれだけでなく今まで見落とされがちだった精神的な面からもサポートができないだろうかということ考えた。介護される側に焦点をあてて、介護とはそもそも何の為に存在するのであろうかという根本的な問いに対し、「生きるための手段である」というスタンスに立ち返り、執筆した。

尚、本稿での政策提言は現状の社会保障費の内訳、特に80歳以上に焦点を当て分析し、国の将来における社会保障政策の予算・動向を予測したうえで、実現可能性を追求して考案したものである。社会保障のスリム化に関しては金銭の流れによって、経済的な部分以外で豊かな生活を推し進めるという一風変わったアプローチをとった。

# 第1章 高齢化の現状

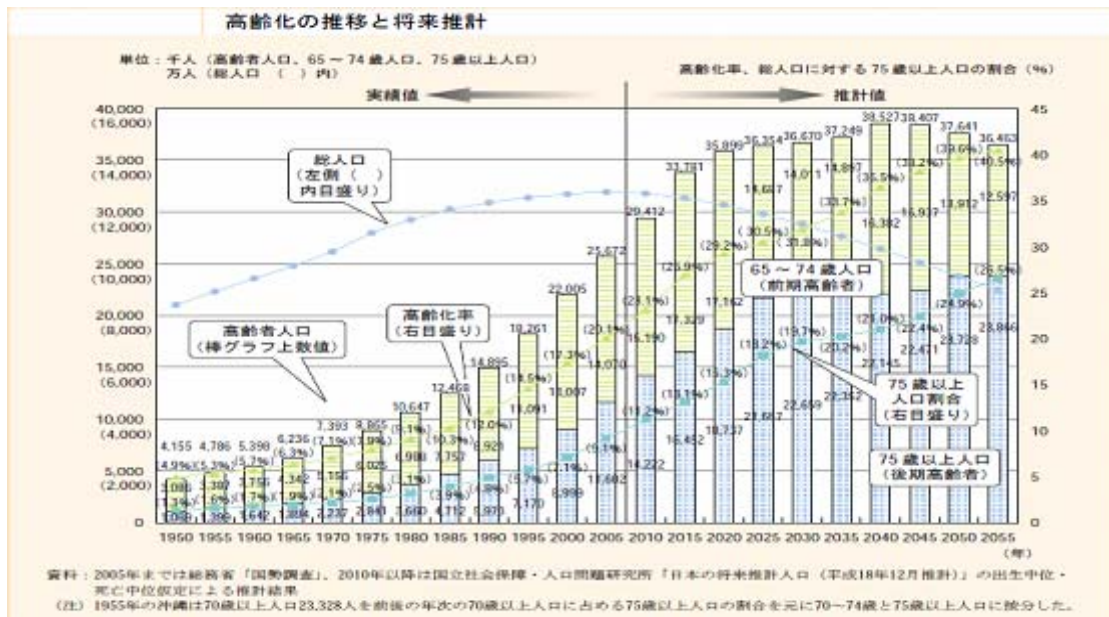
## 第1節 高齢化の概要

現在、わが国では世界にも例を見ない程高齢化が進行している。高齢者人口の比率は 2000 年で 17.4% という世界でも有数の高率に到達しておりさらに今世紀初頭には 20% 近くに、2050 年には 39% に達するといわれている。(図 1 参照) それに伴い、要介護者数も平成 12 年の 256.2 万人から平成 16 年には 432.3 万人と約 1.5 倍になり、その数は増加の一途をたどっている。(図 2 参照)

## 第2節 現在の社会保障費内訳

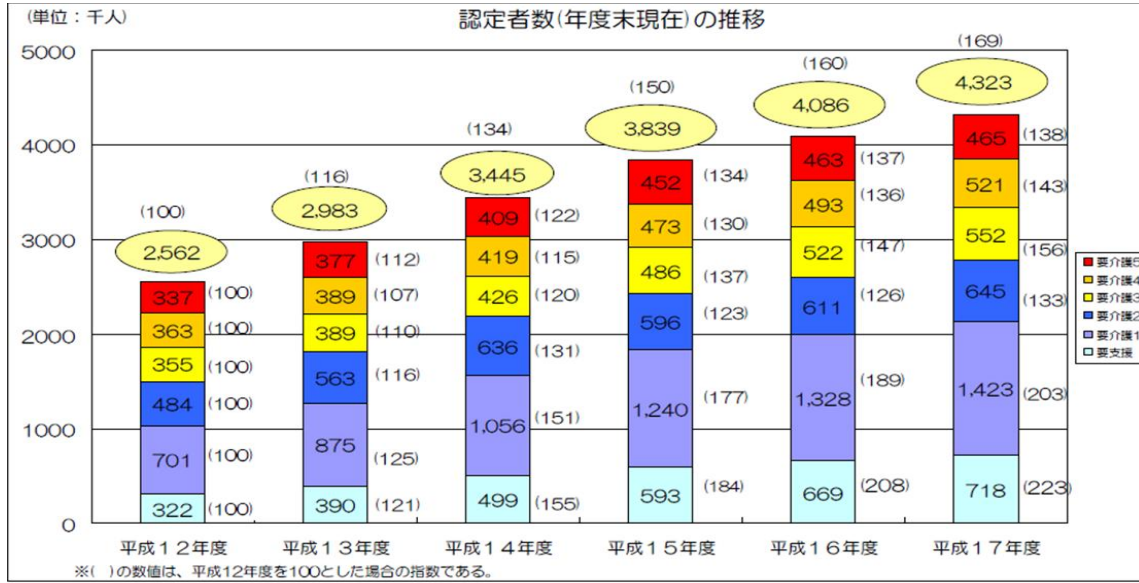
平成 16 年度社会保障給付費の内訳は制度別では社会保険 77.8 兆円(91%)、公衆衛生 0.5 兆円(0.6%)、福祉その他 7.3 兆円(8.5%)である。制度別給付では社会保険が 90% 以上を占めており日本の社会保障はほぼ社会保険と考えて差し支えないであろう。部門別給付費では年金 45.5 兆円(53%)、医療 27.2 兆円(32%)、福祉その他 13 兆円(15%)のうち介護が 5.6 兆円(6%)となっており、給付費の半分以上が年金としてつかわれている。

図 1 「高齢化の推移と将来推計」



資料出所 平成 19 年度版 高齢社会白書

図 2 「認定者数（年度末現在）の推移」



資料出所 厚生労働省「平成17年度 介護保険事業状況報告」

## 第2章 介護保険制度から見た社会 保障の充実

### 第1節 介護保険制度の概要

高齢期の生活費のリスクを考えると「①いつまで生きていられるかという長生きのリスク②インフレや生活水準の上昇による実質生活水準の低下というリスク③要診療状態や要介護状態に陥るリスク④高齢期において勤労所得を稼得することにもなうリスク⑤家族・親族の生活力・扶助に係るリスク⑥資産運用にもなうリスク⑦公的制度の度重なる改正によるリスク」（2004、牛丸、飯山、吉田）であり、介護保険制度は多様な高齢者の介護ニーズを社会全体で支える体制の整備を目的として、2000年(平成12年)4月から導入された。導入目的は

- 1)長期化する介護と家庭内での介護資源不足等を原因として、老後の最大の不安要因となっている介護を社会全体で支える。
- 2)社会保険方式により給付と負担の関係を明確にし、多様な価値観をもつ利用者の選択により保健医療福祉サービスを総合的に受けられるようにする。
- 3)多様なサービス提供主体の参入によって、良質で効率的なサービスの提供を行う。
- 4)介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする。

とされている。介護保険制度の概要は市町村および特別区を保険者とし、国、都道府県、医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う制度である。被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者からなっている。第1号被保険者は所得段階別に定額の保険料を市町村に納めることとなるが、第2号被保険者については医療保険料として医療保険者が徴収し、納付金として一括して納付することとなっている。本制度によって給付されるサービスは、訪問介護、訪問看護、通所リハビリテーション等の在宅サービスと、特別養護老人ホーム、老人保健施設等への入所である施設サービスに分けられる。サービスの給付を受けるためには、被保険者は要介護認定を受けることが必要とされている。

### 第2節 介護保険制度改正の概要

2006年(平成18年)4月より施行され、一部は2005年10月から施行された。この改正により、介護保険制度が大きく見直されたところは

- ①予防重視型システムへの転換
- ②施設給付の見直し
- ③新たなサービス体系の確立
- ④サービスの質の確保、向上



⑤負担の在り方、制度運営の見直し  
である。

まず、予防重視型システムへの転換では第一に、状態の維持・改善の可能性が高い軽度者に対する給付の内容や提供方法を見直し、通所系サービスにおいて、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上などを新たなメニューとして位置付けるなどの見直しを行った。第二に、要支援・要介護になる前の段階から、介護予防に資するサービスを提供していく（介護予防事業）こととした。つまり単に長生きさせるための制度ではなく、長く元気に生活するための制度と言える。

次に、施設給付の見直しは今まで約 2 倍もの差があった施設サービスと在宅サービスの不均衡を是正するために施設における居住費・食費について保険給付の対象から外し、利用者の負担とした。また、所得に応じた負担の上限額を設け、低所得であっても施設の利用が困難にならないような仕組みを設けた。

そして、新たなサービス体系の確立では住民に身近な市町村で提供されるべき新たなサービス類型として「地域密着型サービス」を創設した。これは、市町村が設定する日常生活圏域ごとにサービスの見込量を計画に定め、事業者の指定・指導監督等を行うこととしている。さらにそれぞれの地域において、

- ①総合相談支援
- ②虐待の早期発見・防止などの権利擁護
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④介護予防ケアマネジメント

という 4 つの機能を担う、地域包括支援センターの設置を進めることとしている。

また、サービスの質の確保、向上においては指定介護サービス事業者に対して、職員体制、施設設備などサービスに関する一定の情報の公表を義務づけることとした。

最後に、指定の更新制を導入するとともに、過去 5 年以内に介護保険サービスに関する不正な行為を行った場合など一定の場合は、指定を受けることができないこととする等の事業者規制の見直しを行うこととした。さらに、ケアマネジャーの資質の向上を図るため、資格の更新制を導入するとともに更新時の研修を義務づけたりなど利用者によるサービスの選択を通じた質の向上、実効ある事後規制ルール、ケアマネジメントの公平・公正の確保をしたりすることを目的とした。

このように、我が国の社会保障制度における介護保険制度は拡大してきたといえる。

## 第3章 介護における問題

---

### 第1節 介護における負担

けれども、現在我が国の介護制度にも様々な問題がある。たとえば、介護における精神的、身体的負担があげられる。介護の普及に伴いその影の部分として、親族による、高齢者介護をめぐって発生した殺人が毎年全国各地で生じている。警察庁の犯罪統計によると、被害者が60歳以上の殺人、障害致死罪409件のうち、加害者が親族である場合は約4割つまりおよそ160件程度と推測でき、介護における身体的、精神的負担の重さが分かる。また、介護が必要な高齢者は、経済的に特別の出費を要することもある。

### 第2節 生きがいの喪失

また、介護における問題で大きく取り上げられているのが高齢者の生きがいの喪失である。寝たきりの老人の中には人生の終着駅として老人病院にはいたり、手間や経済的要因により社会的入院にされたりと生きがいを見つけて生活していくことが非常に困難になっている。また、健康な高齢者の中にも定年退職による仕事の喪失、対人関係の喪失、配偶者の喪失、子供の独立等様々な要因によって生きていくための生きがいを見つけることができない高齢者が増えているのも事実である。こうしたことが、「長生きし過ぎた」、「ポックリ死にたい」といった言葉を生むこととなっている原因の一因であると考えられる。健康を損ない、何らかの介護が必要となった時には、誰がどこで介護してくれるのか、どこに相談に行けばよいのか、日常生活を支えてくれるサービスが受けられるのかなど、高齢者が抱えている不安は多い。そして、介護サービスの整備の遅れや、地域社会の変化により、できる限り住み慣れた場所で暮らしたいなどという高齢者の願いはことごとくかなえられにくい状況にある。そのような高齢者にとって介護とはいったいなにものであるのだろうか。本来生きるための手段であるはずの介護が生きる目的となっていたり、介護という制度により生活を助けられるのではなく逆に束縛されていたりするという事実も存在している。

## 第4章 財政状況

### 第1節 社会保障費の増大

社会保障制度が充実する一方、財政における社会費用費の増大が懸念されている。昨年の社会保障給付費の内訳は第1章第1節で示したとおりであるが、対象者別給付費を見ると、高齢者関係が60.7兆円(71%)、高齢者関係以外20.5兆円(29%)であり、実に70%以上が高齢者関係で使用されていることがわかる。つまり、高齢者の年金給付に約34兆円がつき込まれているということになる。

また、図3を見ても分かるように平成17年度の一般会計予算の歳出内訳によると、社会保障費が全体の4分の1をしめ、財政を逼迫する一因となっている。つまり、社会保障の充実と財政の安定は低成長経済のもとでは二律背反の関係にあることが分かる。具体的金額は約21兆円で、内訳は医療費が約8兆円、年金関連が約6兆円、介護が約2兆円、雇用関連が4000億円、その他3兆円となっている。このままでは今まで以上に我が国の財政に多大なる影響を与えかねない。

では、このように社会保障制度の拡充がなされているのに、世間から満足する声が上がらないのはなぜなのだろうか。それは、社会保障制度の拡充が不十分なのか、または社会保障制度の構造自体に問題があるのか、それとも他の原因があるからなのか。それを、我々が高齢者の生きがいの喪失ではないかと考えた。以前の日本では、親と子供が同居し、高齢になった親を子供が面倒を見ることが慣習であった。また、その同居生活の中で高齢者が家事、育児、仕事の手伝い、家族のまとめ役など自分の仕事を持っていた。それにより、家庭の中で役割や、居場所を見つけてそれに生きがいを感じ生活する事ができていた。(図5参照)しかし、現在は親と同居している家庭は年々減少傾向にある。(図6参照)1980年には69%であった同居率は、2004年になると45.5%と大幅に減少していることが分かる。ただ、最近核家族の増加による家族構成の変化、産業構造の変化、労働の多様化により年々同居しにくい社会になってきているのは事実である。我々はこれを問題意識としてとらえた。

### 第2節 高齢者の年金保険財政状況

上記のように我が国の社会保障制度はおおむね充実しているといえるがその反面、多くの影の部分を持っている。昨今さまざまな保障が複雑なシステムのもと新たに創出されているが、そのような保障を拡大させることが本当に必要なのであるだろうか。上記の介護の現場の声をかんがみると、ただ単に社会保障費の増大が国民の満足度を上げるような社会保障を手厚くすることにはつながらず、本質的な解決には結びつかないのではないかと疑問を抱かずにはいられない。

また、財政面を見れば社会保障費が財政を逼迫させていることは明白である。そして、図1の通り、これからさらに高齢化が進展していくことが予想され、そのため介護保険費用、

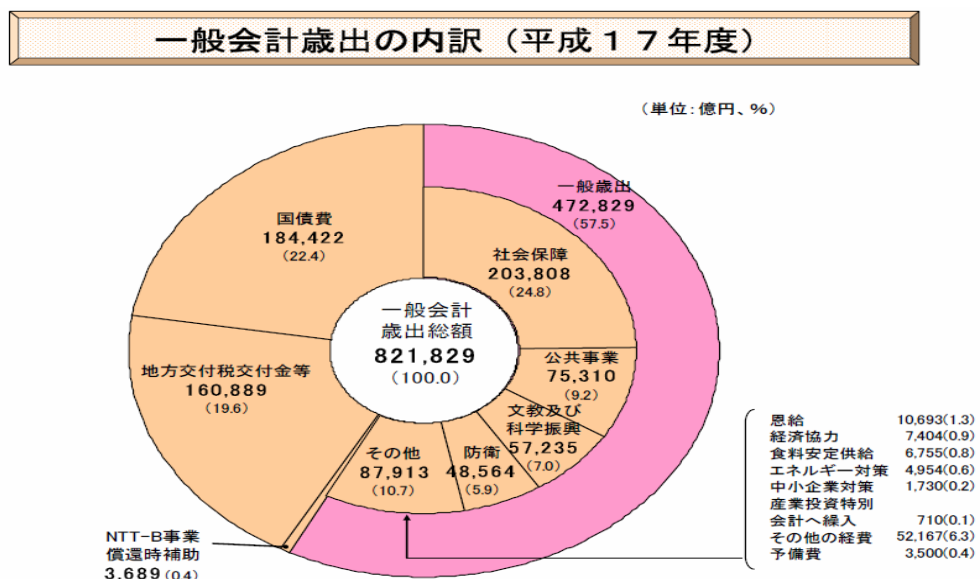
医療費（図 4 参照）、年金などの社会保障費用が増大していくことは明らかなことである。具体的に見てみると 2005 年では年金関連 6 兆円のうち 80 歳以上の給付額は 3.59 兆円で、2006 年は 3.83 兆円、2007 年は 4.04 兆円となっており近年だけでも増加傾向が見て取れる。また将来人口に基づいて 2105 年までの給付額を予想してみると、2057 年には給付額は 9.24 兆円と最大となり現在の約 2.28 倍となる。この財源はどこから調達するのであろうか。また、2057 年からは年金給付額は減少傾向がみられ、2015 年には 2009 年とほぼ同じ水準に戻ることが見込まれる。2005 年の内訳は老齢厚生年金で 1301.34 億円、遺族厚生年金で 717.93 億円、退職年金（国共済）で 188.4 億円、遺族年金（国共済）で 99.4 億円、退職年金（地方共済）で 481.2 億円、遺族年金（地方共済）で 160.5 億円、退職年金（私学共済）で 30.6 億円、遺族年金（私学共済）で 9.4 億円となっており、やはり共済年金の充実度がうかがえる。さらに、受給額の差を見てみると、保険料を 25 年以上納めた者では老成厚生年金と退職年金（地方共済）で最大月額 12.2 万円、25 年未満のものでは老成厚生年金と退職年金（国共済）で最大月額 5.3 万円の開きがある。

### 第3節 構造的問題

また、根本的な問題は社会保障制度の構造そのものにあると考える。介護等の社会保障を充実させることにより、それを利用する高齢者が増加する。このサービスを利用する高齢者の増加によって、一人ひとりへの分配量が少なくなり、手薄い社会保障を招いてしまう。国はそれを防ぐために新たな資金を次々と投入し、社会保障の財源を確保するといったいわば自転車操業的なシステムになっている。また向こう数十年は雪だるまのように費用が拡大していく。このような構造ではいつか必ず転ぶことになるだろう。

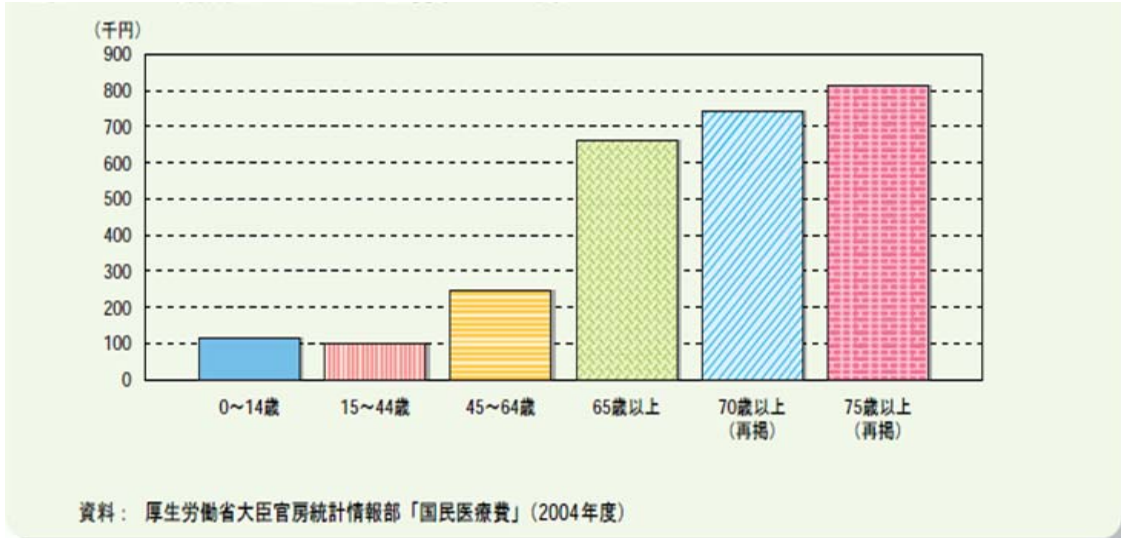
そこでより良い社会を作るために逆に社会保障のスリム化を提案してみたい。以下では社会保障のスリム化という奇抜な発想で我々の目指す良い社会「元気に死ねる社会」というものを考えていきたい。

図 3 「一般会計歳出の内訳（平成 17 年度）」



資料出所 厚生労働省「平成 17 年度社会保障費内訳」

図 4 「年齢階級別 1 人当たり医療費 (2004 年度)」



資料出所 平成 19 年度版 厚生白書

図 5 「家族における高齢者の役割」



資料出所 平成 18 年度高齢化白書

図 6 「高齢者の生活形態」



資料出所 平成 18 年度高齢化白書

## 第5章 社会保障のスリム化

### 第1節 スリム化の根拠

そこで我々は 1 つの案として一定の年齢以上に達すると社会保障を手薄にするという逆転の発想から、人生のゴールを設定してみてもどうかと提言する。そのことで生まれるメリットをしめす。保障を縮小させると反対があると思われるが、上記のように日本の介護制度は介護従事者の犠牲のもとに充実してきたことで、老人の生きがいを喪失させてしまっているという事実もある。社会保障制度などの公的対応では「リスク対応に向けた所得再分配に対しては不満をもっている個人も出てくる。とはいえ、たとえ主観的にそのように不満をもっている個人が若干いたとしても、リスク対応のために行われる「公的対応」の場合の所得再分配は、多くの人々が納得し、社会的合意形成がなされるような妥当性をもたなければならない。すなわち、それは社会的合意の下に認められたものでなければならぬ(2004、牛丸、飯山、吉田) ず、また「社会において 1 人の自立した人間が生きていく際には、しっかりとした「私的責任」の意識を持たねばならない。成熟社会において成熟した個人が真の生き方をする場合にはその意識を必ず持たねばならない(2004、牛丸、飯山、吉田) という前提もある。また社会保障が手薄くなることは本当にただ不幸なのだろうかと考えてみて欲しい。最近では「高齢者は、元気な人も含めて死にたい願望を持っている人が増えてきている」という事実もある。また「有料老人ホームでは、もう十分生きたから楽に死にたい、階段で転んだはずみに死ねたらいいのに、などの高齢者同士の会話がロビーでされている。こういうことを思うのは、長生きして予想していた以上に身体的に不自由になったり、心の準備ができていなかったりすることによるものだ。また、身体的に自由に動けて趣味を楽しんだりして、元気に生活できている人においても、何か不安なことはありますかと言う質問に対して、死ぬときに楽に死にたいと望んでいるようだ。これは、寝たきりになって家族に迷惑をかけたくない、病気になって苦しい思いをしながら死を待つよりは…ということだった。」という報告もあがっている。そのほか現在日本より社会保障が手薄い国は他にある。そのような国の人々は不幸であろうか。また、社会保障が充実していなかった過去の時代の人々は現代の我々より不幸であったのだろうか。このようなことまで考えてみると現在の社会保障拡張路線を誇示することは単なるエゴであるという側面もみうけられる。

以上述べてきたように、今現在の我々の社会は制度側から見ると、社会保障の充実がなされる半面で財政を圧迫していると言える。また、制度を受ける側から見ると、充実してはいるけれども、それ以前の問題である精神的な面、いわゆる生きがいの喪失が生まれてしまうのが現状である。そこには経済の発展による過疎化や年老いた親の面倒をみる事ができない様々な各家庭の事情があり、多種のサービス(老人ホームへの委託、デイサービス利用など)を利用することによって家族間の関係が薄くなってしまおうという問題がうかがえる。結果として、前述の高齢者の生きがい喪失につながってしまう。この社会保障制度、家庭の間にある深い溝を埋める事ができれば、よりよい社会保障の充実に加え、国民・政府の両者に多大なメリットをもたらすことは言うまでもない。

## 第2節 政策提言

そこで我々は具体的な政策として、①年金給付定額制の導入、②3世代世帯の奨励をあげる。その目的であるが、簡潔に言うと前に述べてきた家族間の溝を埋め、同居をすることによって老人に生きがいを持って元気に生きてもらおうというものである。そのような家族社会に近付くためには、介護などをする家族側にとって何らかのメリットがなければ、現状である核家族化を回避することはできない。そのメリットとして我々が考えた政策が三世代家族への手当て、あるいは給付というものである。ここからは、社会保障に関するデータを基に我々の考えた政策の分析およびその結果を導き出す。また、それにより、日本の社会保障制度ひいては日本国がどうなるかを考えていきたい。この政策が実現すれば、我々が目指す高齢者が元気に死ぬる社会を作ることが可能となる。いつまで生きるかではなく、生きて何をするかの問題なのではないか。我々は人生の終焉を早めることの引き換えに健康寿命を大幅に伸ばしていきたいと考えている。

そこで社会保障のなかでも年金制度、主に老齢・遺族厚生年金、退職・遺族年金(国共済+地共済+私学共済)について考え、80歳以上高齢者と同居する家族に、介護費や医療費の補助として手当てを支給する、給付定額制を一つの政策として分析していくことにする。

## 第3節 財源の確保

ではその財源はどこから捻出するのかという疑問が浮上してくるが、同居世帯に高齢者手当てを給付するための財源を得る方法として、私たちは80歳以上に支給される老齢・遺族厚生年金、退職・遺族年金(国共済+地共済+私学共済)に着眼して確保する。ここからは資料の数値(参考：平成16年財政再計算結果)等を用いて我々の将来予測も含め、シミュレーションを行っていく。まず現状の制度により80歳以上の高齢者が支給されている老齢・遺族厚生年金、退職・遺族年金(国共済+地共済+私学共済)の総給付月額、2005年度では約2988.72億円で、翌年からも3192億円、3370億円、3370億円、3550億円……、という額になっている。この財源を三世代家族推奨への手助けとして何らかの形で給付するとしたら、同居している家族にいくら給付できるのか、どれくらいの財源を必要とするのかを将来への予測も含めて検討していく。

第一案としてこれら二階部分を全てカットしてみてもどうかと考えた。その説明として、年金納付額に応じて給付額が変動する現在の年金制度の中では、多くの所得を得ていた高齢者にはより多くの年金が給付されている訳であるが、中にはそこまで多くの年金を必要としない高齢者もいる。多額の年金を給付されるが、全てを消費しきれずなくなる高齢者が多いという事実もある。ここに私達は目を向け、その浮いた財源を同居家族手当てとして給付してみてもどうかと考えた。よって、多くの年金保険料を納め、現状多くを受給している余裕のある高齢者、または保険料納付が少なく受給額が少ない高齢者も全てカットを行うことから、当然ここには不平や不満が募ると予想されるので、それらを考慮しつつ分析していこうと思う。

そこで、我々は三世代家族の同居率向上が目的であることから、同居家族、同居者のみに焦点を絞って給付していくことを前提とする。最初の分析は、ケース1として同居率が2055年までに1980年時点の水準(80~84歳で75.1%、85歳以上で78.6%)まで高まると仮定する。仮に給付月額を4万円とすると、2005年度でおよそ1.5兆円、翌年から1.7兆円、1.7兆円、1.8兆円……もの剰余金を予測できる。また給付額を5万円にすると、2005年度1兆円、翌年から1.1兆円、1.2兆円、1.2兆円……の剰余金が生まれ、2105年まで見積もっても赤字にならない事が判明した。ここで給付を6万円以上に仮定すると、将来的に赤字が発生するので、ここでも4~5万円が妥当ではないかと分かる。(表1参照)



次にケース 2 として同居率が 2055 年までに 1975 年時点の水準(80~84 歳で 78.4%、85 歳以上で 80.8%)まで高まると仮定して行う。ここでは仮に給付額を月額 4 万円と定めた場合、2005 年度全体ではおよそ 1.5 兆円、翌年から 1.6 兆円、1.7 兆円、1.8 兆円……という剰余金が近い将来には予測される。また給付額を 5 万円とするケースでは、2005 年度全体でおよそ 1 兆円、翌年からは 1.1 兆円、1.2 兆円、1.2 兆円……という剰余金が予測され、この 4 万、5 万という給付額は我々の分析で 2105 年まで見積もっても多少の剰余金が生まれることが判明した。ちなみに給付額 6 万円以上については、将来的に赤字が発生してしまうので、この 4~5 万円給付が妥当なのではないかと考える。しかし、より高い基準=より高い同居率を求めるならば、給付額を引き上げ赤字覚悟、あるいは他の無駄な支出から財源を削って移譲するという手段も考えられなくはない。(表 2 を参照)

ちなみに 80 歳以上全員に給付すると仮定した場合、5 万円以上からは赤字になるので 4 万円以下が妥当であるという結果が出た。しかし我々は同居家族を増やすことが目標であるので、このケースはあくまで参考までに考えていただきたい。以上が、80 歳以上の年金(基礎年金は現状のまま)を削るという分析である。これらのケースから、給付額によってはお金が余ってくるので、それらの財源は子供がいない方や諸事情により子供ができない方に対して給付するという制度も考える事ができる。

前にも述べたように、この政策を施行するにあたって不公平感が生まれることから避けられない。しかし保険料は給料から天引きされるので財源が確保できないという問題はないと我々は考える。さらに納めたお金が返ってこないと不満を持つ方もいるだろうが、国民全体が家族と暮らす、そして高齢者は生きがいを感じながら終焉を迎える事ができるという社会に向かっていく為であり、また後に述べるメリットも考慮に入れてもらいたい。

次に、第二案として 80 歳以上の高齢者の年金の二階部分を定額にし、残りを 3 世代家族に給付することを考えてみる。こちらは、今までの報酬比例年金制と定額制との間の差額を財源として確保することが出来るというものである。厚生年金及び共済年金保険料を支払った 80 歳以上の給付を一律 5 万円とするとし、3 世代同居の給付金も厚生年金及び共済年金保険料を支払ったものに限るとする。

このような条件の下で先ほどのケース 1 と同じように 80 歳以上の同居率が 2055 年までに 1980 年時点の水準(80~84 歳で 75.1%、85 歳以上で 78.6%)の場合を考える。この場合 2005 年は二階部分で 1791.7 億円つかっており上述の財源 2988.7 億円との差額 1196.9 億円が、三世代家族への給付財源となる。この額を現在の同居率のもと一人当たりで換算すると月額 2.8 万円となる。同様にして 2006 年以降も計算すると 2.7 万円、2.7 万円、2.7 万円……となっている。(2007 年に以降の各年金の加入率は 2004 年のものを使用した) それにより 2105 年までで最も一人当たりの給付額が少なくなるのは 2070 年の 2.1 万円であった。これより、第二案のケース 1 では三世代家族への給付は赤字にならない 2 万円が妥当であると考えられる。

つぎに、ケース 2 として同居率が 2055 年までに 1975 年時点の水準(80~84 歳で 78.4%、85 歳以上で 80.8%)まで高まると仮定した場合を考える。こちらも先ほどと同じように計算すると、一人あたりでは 2021 年にケース 1 と比べて給付額が月額で 3 千円下回る。そして 2105 年までで最も給付額が少なくなるのは 2069 年となり、給付額は 2.04 万円である。以上のことからこちらも月額 2 万円の給付が妥当ではないかと考えられる。ただし、赤字覚悟で行うことも考えられないわけではないことをもう一度記しておく。

以上のように、定額制を導入することによって相当額の新たな財源を確保することが出来る。この「生きがいを持たない、元気に死んでいけない」という現状を打破するためにこの政策を提言する。

表 1 第一案ケース 1 において追加で必要となる財源（マイナスは不要となる財源をあらわす）

給付月額 (万円)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
0	-3.6	-3.8	-4.0	-4.3	-4.5	-4.7	-4.9	-5.1
1	-3.1	-3.3	-3.5	-3.6	-3.8	-4.0	-4.2	-4.4
2	-2.6	-2.7	-2.9	-3.0	-3.2	-3.3	-3.5	-3.6
3	-2.1	-2.2	-2.3	-2.4	-2.5	-2.6	-2.8	-2.9
4	-1.5	-1.7	-1.7	-1.8	-1.9	-2.0	-2.0	-2.1
5	-1.0	-1.1	-1.2	-1.2	-1.3	-1.3	-1.3	-1.4
6	-0.5	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6
7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
8	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9
9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
10	1.5	1.6	1.7	1.8	2.0	2.1	2.2	2.4

平成 16 年財政再計算結果より作成

表 2 第一案ケース 2 において追加で必要となる財源（マイナスは不要となる財源をあらわす）

給付月額 (万円)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
0	-3.6	-3.8	-4.0	-4.3	-4.5	-4.7	-4.9	-5.1
1	-3.1	-3.3	-3.5	-3.6	-3.8	-4.0	-4.2	-4.4
2	-2.6	-2.7	-2.9	-3.0	-3.2	-3.3	-3.5	-3.6
3	-2.1	-2.2	-2.3	-2.4	-2.5	-2.6	-2.7	-2.8
4	-1.5	-1.6	-1.7	-1.8	-1.9	-2.0	-2.0	-2.1
5	-1.0	-1.1	-1.2	-1.2	-1.2	-1.3	-1.3	-1.3
6	-0.5	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6
7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2
8	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9
9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.6	1.7
10	1.5	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.3	2.4

平成 16 年財政再計算結果より作成

## 第4節 三世代家族での生活の推奨

また、今ある現状から三世代家族での生活の奨励を行いたい。現状として老人ホームで過ごす老人が増えているのではないか。これには「お金の面や他の生活面での負担が大きくなるから」「仕事をしていて介護する時間がない」「どういった介護をすればいいかわからない」といった理由がでてくる。平成 18 年度高齢化社会白書では「いつも一緒に生活するのが良い」という理由が上位にあるにもかかわらず、子供との同居率は 1980 年（昭和 55 年）には 69%であったが、2004 年（平成 16 年）には 45.5%と減少しており、またこの間の期間全て減少の一途をたどっている。

このように、子供との同居率が減少し、高齢者のみの家族、老人ホームで生活をしている人が増加する中で、高齢者は本当にそれを願っているのだろうか。「自分の家族と過ごしたい」「自分の家で生活したい」「孫と一緒に遊びたい、顔を見ていたい」という高齢者は多いと平成 18 年度高齢者白書の内容から予想できる。

また、高齢社会白書（18 年度版）では現在 60 歳以上の高齢者と同居している家族や親族の中における 60 歳以上の高齢者の役割を、男性の場合「家計の支え手」（41.2%）、「家族や親族関係の中の長」（38.9%）、女性の場合「家事を担っている」（74.1%）といった結果も出ている（図 5 参照）。このような三世代家族での生活を行うことによって、さまざまなメリット・デメリットが生じる。

まず一つ目の大きなメリットは生産世代の確保である。高齢者に孫の世話や家事の一部を頼む事で、元々仕事に就いていた者はより仕事に専念でき、これまで仕事についていなかった者に対しては就労意欲を向上させる事になる。このことにより女性の社会進出の促進にも繋がる。このことはひいては年金などの財源として期待できる。

二つ目は高齢者に生き甲斐を与えることである。孫と一緒に生活し、家事の一部を手伝い、老人ホーム以外の近所の人たちとふれあう機会が増えることは高齢者に生きがいを与えるきっかけになる。閉塞された老人ホームではなく、地域のコミュニティの中での役割を担える。

逆に、デメリットとしては高齢者と共に生活する事で、生活にかかる経済的、肉体的、精神的な面負担が大きくなることである。高齢者とその子供世代の間に考え方の違いが出てくる。老人が元気な時期はいいが、病気になり介護するのに専門的な知識が必要になり一緒に生活するのが困難になった時にどうするかである。そこで我々は次のような対策を考えた。

まず、ホームヘルパーの新たな活用方法である。介護のプロであるホームヘルパーが介護のノウハウを家族に教えるといったものである。この場合、介護のノウハウとは一般人が出来る範囲のものとする。こういった形でホームヘルパーを利用することで、家族で行える介護が今以上に増えるであろうし、「どういった介護をしたらいいかわからない」などといった悩みも解消できるだろう。

次に、経済的負担を減らすために老人と一緒に暮らす大家族に対して国からお金を給付することである。今、全ての企業ではないが、子供が生まれた家族に対して子育てのための費用を一部給付するという援助をおこなっているところもある。そのような援助を高齢者と同居する大家族に対して行なうと、今以上の経済的負担はなくなるはずである。

まず、第一案のケース 1 では同居率が 1980 年の水準（80 歳～85 歳は 75.1%、85 歳以上は 78.6%）まで高まる予想であったので、2005 年度では 2988.71 億円を財源とし、高齢者一人当たり月額 5 万円を給付する。この金額であると 2105 年までで財源が一番少なくなると考えられる 2070～2073、2097～2101 年に、収支が均衡する一人当たりの額が 5.4 万円であるので、財政の面も向こう 100 年は問題ない。

次に、第一案ケース 2 では財源は 2988.72 億円で、高齢者一人当たり月額 5 万円を給付する。この金額であると 2105 年までで財源が一番少なくなると考えられる 2070～2073、2097～2101 年に、収支が均衡する一人当たりの額が 5.3 万円であるので、こちらも財政の問題は生じない。

続いて、第二案ケース 1 である。二階部分として 5 万円支給したあとの財源は 2005 年で 1196.97 億円。2 万円を同居家族に給付すると、もっとも定額になると予想される 2070 年も赤字財政にはならずクリアできる。

最後に、第二案ケース 2 を考える。こちらも二階部分として 5 万円支給したあとの、同居家族に給付を行う。最も財源不足になる 2069 年では一人当たり 2.04 万円なのでこちらも向こう 100 年は 2 万円を給付で財政的な問題はない。

また、この老人と一緒に生活する家族に対する給付は高齢者の子の世代であると老老介護の問題も生じてくるので、給付先を孫世代にしようと考えている。それにより、高齢者の子と孫の二世代で介護ができ、そうする事で体力面、精神面の問題も緩和できると期待できる。

また子供のいない老人や子供のできない夫婦に対しては、養子縁組や血のつながりのない者に引き取ってもらうことも認め、全国民に対して機会の均等を確保する。

## 第6章 まとめ

---

### 第1節 高齢者の変化

高齢者が家族との生活をおくれるようになることで、今までの身体的・精神的不安が少なくなり、高齢者もより健康で文化的な生活を送ることができるようになるだろう。ただ単に老人ホーム等で長生きすることが大切なことではない。高齢者が生きがいを持つことで、今よりは短命であっても逆に華やかな人生にならないであろうか。また生きがいがあるから人生設計が立てやすくなり、資産運用にも変化が見られ、貯蓄をあまりせず消費が増え、少なからずは経済に好影響を与える。生きがいがあるから健康を増進させるというのは容易に考えられる結果であろう。そして、年金の定額化を導入することによって年金制度の安定化が図れる可能性がでてくる。

### 第2節 むすびに

高齢者が元気に死ぬるという我々の政策は、実現すれば、社会保障制度もある程度見通しがきくようになり第2章第1節で述べたような老後への不安は軽減される。また、今までの先の見えない老後生活を見直し、自分の生きがいを見つけようと努力し、はりのある健康で楽しい老後を送ろうとする。そのような活動を支援する行政サービスにかかるお金も社会保障費が安定することにより、財源を確保することは可能になる。

そして、若年層には高齢者とコミュニケーションをとる機会が増えることによって、高齢者を敬う心が芽生え、社会全体で高齢者を支えていこうとする動きが今以上に起こるかもしれない。

最後に、今まで言ったことは、只の理想論に過ぎないかもしれない。しかし、我々が目指す高齢者が元気に死ぬる社会というのはとても合理的で安定した社会であり、100年後、200年後の世界では当たり前のことになっていること我々は願っている。

## 参考文献・データ出展

### 《先行論文》

- ・ 牛丸聡、飯山養司、吉田充志 (2004) 『公的年金改革 仕組みと改革の方向性』、東洋経済
- ・ 烏帽子田 彰 介護予防事業に係る市町村介護保険事業計画に関する報告書 p4～10

### 《参考文献》

- ・ 厚生労働省 (平成 18 年度) 『厚生労働白書』
- ・ 久坂部羊 『日本人の死に時』 幻冬舎新書
- ・ 川本隆史編 (2005 年) 『ケアの社会倫理学』 有斐閣
- ・ 三好春樹 (2006 年) 『老人介護 常識の誤り』 新潮社

### 《データ出典》

- ・ 平成 19 年度版 高齢社会白書
- ・ 厚生労働省HP
- ・ 社会保障庁HP
- ・ 平成 16 年財政再計算結果等 (抜粋)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所HP